

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校
設置者名	南和広域医療企業団

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	91単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページで公表

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校
設置者名	南和広域医療企業団

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校運営会議
役割	学校運営に関する重要事項（学校経営・教育方針、学則等諸規程、入学許可、単位・卒業認定、懲戒、休学等）を審議し、総意を学校運営に反映する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター事務局長	当該職にある間	
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター看護部長	当該職にある間	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校
設置者名	南和広域医療企業団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業計画書の作成過程について 教務会でカリキュラム評価後、11月までに授業科目担当者に委嘱依頼と共にシラバスの確認を行い、1月に履修要覧の修正を行う。 ・ 授業計画書の作成・公表時期について 教員による履修要覧の承認のもと2月に印刷し、4月に学生に冊子を配布する。 ・ 授業科目のシラバス一覧について 現在、シラバス一覧を冊子(『履修要覧』)にまとめ、学生に配布するとともに、概要を学校ホームページに掲載している。また、別に授業科目担当一覧表を学校ホームページに掲載し、実務経験のある教員による授業科目か否かを判別できるようにしている。 	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>印刷物(令和5年度履修要覧)及び学校ホームページによる公表 https://nanwairyou.jp/school/</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価の方法・基準について 授業科目の授業時間数の3分の2以上を出席した者に対し、試験で評価する。(学則第24条) 試験は、筆記、レポート、口述、実技とし100点法で行う。授業科目の成績標語は優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)とする。(施行細則第6条)但し、臨地実習の評価は、臨地実習評価基準に基づき、臨地実習評価表で行う。評価の結果60点に満たない者に対し、1回に限り再試験を実施する(履修規程第7～12条)。 ・ 単位認定について 修得単位数、試験科目別成績(点数・評語)、総合点、平均点等の成績一覧を作成した上で、学則の規定(第25条)に基づき、学校運営会議の議を経て校長が認定を行っている。 	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価について 成績評価については、学則(第24条)、学則施行細則(第6条)及び履修規程(第9条～第13条)に基づき実施している。成績評価は100点法で、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)としている。 ・学校の各規定の公表について 学則その他学校関係規程は、当企業団ホームページに掲載している。 https://nanwairyou.jp/ 	
客観的な指標の算出方法の公表方法	当企業団ホームページにおいて公表 https://nanwairyou.jp/
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業の認定方針 教育理念及び教育目標に基づき、卒業時の学生像を「履修要覧」で示している。卒業後、奈良県内の医療機関で勤務できる人材を育成している。 ・卒業の認定について 卒業の認定については、学生の単位取得状況、成績(得点・評語)内容、総合点、平均点などの成績一覧を作成した上で、学則の規定(第27条)に基づき、学校運営会議の議を経て校長が認定を行っている。 ・単位認定について(再掲) 単位認定については、修得単位数、試験科目別成績(点数・評語)、総合点、平均点等の成績一覧を作成した上で、学則の規定(第25条)に基づき、学校運営会議の議を経て校長が認定を行っている。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	当企業団ホームページにおいて公表 https://nanwairyou.jp/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校
設置者名	南和広域医療企業団

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	103単位	79	0	23	0	1
			単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち 留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		101人	0人	10人	84人	94人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要） 3月中にシラバス等を作成し、4月初めに学生に印刷物「履修要覧」を配布する。
成績評価の基準・方法 （概要）再掲 授業科目の授業時間数の3分の2以上を出席した者に対し、試験で評価する。（学則第24条）試験は、筆記、レポート、口述、実技とし100点法で行う。授業科目の成績標語は優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）とする（施行細則第6条）。但し、臨地実習の評価は、臨地実習評価基準に基づき、臨地実習評価表で行う。評価の結果60点に満たない者に対し、1回に限り再試験を実施する。（履修規程第7～12条）
卒業・進級の認定基準 （概要）再掲 卒業の認定については、学生の単位取得状況、成績（得点・評語）内容、総合点、平均点などの成績一覧を作成した上で、学則の規定（第27条）に基づき、学校運営会議の議を経て校長が認定を行っている。

学修支援等			
(概要)			
<p>担任2人制で学習状況の把握と指導をしている。演習においては、複数教員の直接指導を実施している。クラス目標達成にむけての集団指導を行い、クラス目標をもとに学生個々に目標を持たせて前期・後期と評価をさせている。</p> <p>また、日本学生支援機構による奨学金制度及び大学等修学支援法による授業料等の減免制度についても、説明会等を適宜実施している</p>			
卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
41人 (100%)	0人 (0%)	39人 (95.1%)	2人 (4.9%)
(主な就職、業界等)			
南和広域医療企業団、奈良県立病院機構又は奈良県立医科大学の病院看護師等			
(就職指導内容)			
地域医療を支えるため、県内医療機関で看護師業務に従事できるよう教育・指導を行う。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
看護師資格取得（第113回看護師国家試験合格率 90.2%）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
117人	5人	4.3%
(中途退学の主な理由)		
進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
担任複数制による面談を適宜実施している。学習不振者の支援は、日々具体的な学習計画や方法について個別指導や補講を行っている。学習等の問題状況に気付いた時点で早期に第1保証人等(生計維持者)との面談も行っている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000円	360,000円	321,000円	教科書代、教材費、実習関係費用、後援会費 (学生募集要項に記載)
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://nanwairyou.jp/school/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) ・専修学校における学校評価ガイドライン (平成25年3月文部科学省生涯学習政策局策定) を基に本校教職員が実施する自己評価の結果を評価し、その評価結果を教育活動その他本校の運営に反映させるため学校関係者評価委員会を設置しており、直近では令和6年6月17日に開催した。 評価項目の内容は、Ⅰ教育理念・教育目的、Ⅱ学校経営、Ⅲ教育課程・教育活動、Ⅳ入学・就職率・卒後の支援、Ⅴ教育環境の整備、Ⅵ教職員の育成、Ⅶ地域貢献であり、これらのカテゴリーごとに評価を実施する。 これらの評価結果を踏まえさらなる改善を図り、教育活動の向上に努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
南和広域医療企業団統括参事	当該職にある期間	当企業団事務局の主たる職にある者
南和広域医療企業団の吉野病院及び五條病院の看護部長	2年	実習施設において看護師教育に携わる者
南和広域医療企業団の南奈良総合医療センター看護副部長		
他の大学の講師		学校の教育に関し知見を有する者
大学附属病院の看護副部長		その他学校関係者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://nanwairyou.jp/school/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://nanwairyou.jp/school/
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H129210000031
学校名	南和広域医療企業団南奈良看護専門学校
設置者名	南和広域医療企業団

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		22人	23人	45人
内訳	第Ⅰ区分	13人	13人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				45人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

年間	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。